

## 事前評価調書

I 事業概要																																		
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）																																	
地区名	一般県道 宮迫今川線																																	
事業箇所	西尾市小焼野町地内																																	
事業のあらまし	当該路線は、西尾市街地と市東部を結ぶ道路であり、事業区間は、用地の取得が過去にできず、歩道の中抜け状態であり、歩行者は常に危険な状況にさらされている。歩行者の安全を確保するため、早急に歩道の整備を進め、交通の円滑化及び安全な歩行空間の確保を図る。																																	
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> 歩行者等の安全性確保  <b>【副次目標】</b> （必要に応じて記載する） なし																																	
事業費	事業費		内訳																															
	0.08 億円		□工事費 0.05 億円、□用補費 0.03 億円、□その他 億円																															
事業期間	採択予定年度	平成 25 年度	着工予定年度	平成 25 年度	完成予定年度	平成 26 年度																												
事業内容	歩道設置工事 延長 30m 排水工 N=1 式、舗装工 N=1 式、歩車道境界工 N=1 式																																	
II 評価																																		
①事業の必要性	1) 必要性	・歩道が設置されていないため、歩行者の交通安全が確保されていない。																																
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。  <b>【理由】</b> ・市街地へアクセスする道路で交通量も多いが、歩道が中抜け状態である。歩行者等の安全を確保するために歩道設置の必要がある。																															
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地・補償</td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水工</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歩車道境界工</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td></td> <td>0.08</td> </tr> </tbody> </table> ※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。							H25	H26	工種区分	調査・設計	←→		用地・補償	←→		工事			排水工		←→	舗装工		←→		歩車道境界工		←→	事業費(億円)			0.08
			H25	H26																														
工種区分	調査・設計	←→																																
	用地・補償	←→																																
	工事																																	
	排水工		←→																															
	舗装工		←→																															
	歩車道境界工		←→																															
事業費(億円)			0.08																															
2) 地元の合意形成	地元からの歩道設置の要望の声強く、地元合意形成は容易になされる。																																	
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。  <b>【理由】</b> 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えます。																																
III 対応方針																																		
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																	

#### IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事故件数、死傷事故率